

令和 6 年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 参加報告氏名 佐藤 裕紀

- 1 期日：令和 6 年 7 月 5 日（金）
- 2 開催方法：WEB 開催（「Zoom」を使用）
- 3 対象：各指定都市社会教育委員、各指定都市社会教育主管課長等
- 4 内容：

1) 「市立における PTA 事務に係る諸課題について」**(1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて**

【さいたま市】市立学校長に、PTA への加入の意思確認の必要性について通知。また、児童生徒の入学時や年度当初に、PTA 会長等から保護者や教員等に対して、PTA への入会は任意であることに加えて、PTA の意義や活動内容、入会方法等についても説明するよう周知。

【京都市】校長会に対して、入会届の文案を示し、保護者にきちんと任意加入に係る説明や入会の意思確認を行うよう依頼するとともに、毎年、市教委担当主事が全市の学校訪問をした際、当該手続の状況について確認・助言。京都市 PTA 連絡協議会では、研修会等を通して入退会手続きの徹底について周知を図っている。

【福岡市】

福岡市 PTA 協議会は「入退会問題」ガイドラインを作成し、各 PTA へ配布している。

(2) 個人情報の取扱いについて

【さいたま市】学校が知り得た個人情報を PTA に提供する場合は、保護者の同意を得ることが必要であることを通知。個人情報提供同意書の例を参考資料として送付。

【京都市】京都市 PTA 連絡協議会では、個人情報に関する勉強会を実施するとともに、個人情報漏えいに係る保険加入の案内を行っている

【岡山市】

学校に対しては、「岡山市立学校園における個人情報の取扱いについて」冊子を配布及び周知。

【福岡市】

福岡市教育委員会と福岡市 PTA 協議会が協力して、PTA 役員を対象にした活動の手引きとして冊子を作成、配布。その中で個人情報の適切な取扱いについて注意喚起をしている。

(3) PTA 会費の徴収方法について

【大阪市】PTA 会費の徴収、保管に関する業務を PTA が学校にその業務を委託する方法がある。双方の合意で委託することは法的に問題ないが、学校側の負担という観点から、PTA が専従の事務職員を雇用し、依頼するケースもあると聞いている。

【岡山市】小・中学校校長会や岡山市 PTA 協議会等において、学校園が会費の集金及び支出、預金通帳の管理等を行う場合は委任契約を締結すること等、校納金の手引き（令和 2 年 4 月改訂岡山市教育委員会作成）により事務を行うよう説明。

※有償での契約は参加自治体では無い。

(4) PTA 会費の使途について

【さいたま市】学校運営上必要な物品等については、原則公費で負担すべきことを各学校へ通知

し、PTA会員の総意による自発的な寄附の申し出があった場合には、物品寄附受入手続要領に基づき、寄附を受け入れるよう周知している。

【京都市】施設の維持管理や教育活動等に必要な学校経常運営費は公費で予算措置しているが、単位PTA内で合意形成が図られ、PTAの厚意により学校の教育環境の充実に支援をいただくことについては問題ないと考えており、PTAから物品等を譲り受ける場合には、寄付受納手続きを行うよう学校に通知している。

【大阪市】PTA会費については、会計監査委員を置き、当該年度の計理を監査し、その結果を総会で報告することが会則で定められている。

【岡山市】義務教育に関する費用の運用指針により、公費負担すべきもの、保護者負担とすべきもの、PTA会計等で負担すべきものを示し、公費負担すべきものについて、学校はPTAに財政的支援を求めていることを周知。

【広島市】公費負担と私費負担の区分に関する基本的な考え方（別紙1）を整理し、具体の例示などを示して学校に周知している。寄附についての運用基準（別紙2）を整備しており、PTA会費を原資とする寄附申出については、寄附受領できないこととしている。

2) 「地域学校協働活動推進員等の人材の確保について」

【川崎市】地域住民をはじめ、PTA、町内会自治会、子ども会などの地域団体から選出された委員、青少年指導員、民生児童委員、学校などで構成される「地域教育会議」という地域団体と該当中学校区の中学校長の両者で候補者を推薦する。「地域教育会議」は、25年以上前に地域住民が主体となって活動がはじまったもの。中高一貫校を除く全中学校区（51中学校区）と全7行政区に設置。「地域教育会議」が候補者の推薦に関わることで、推進員を安定して確保できるような仕組みを目指している。

3) 地域学校協働活動と公民館との関係について

- ・連携する仕組みが無い、事例がない自治体が多い印象

【横浜市】活動事例等を収集はしていないが、日常的な学校とのコミュニケーションや学校訪問の際に、放課後の学習支援等で公民館を活用している事例があるらしい

4) 各自治体における地域学校協働本部への対応について

- ・業務委託、仕様書、委託額、地域住民、学校教職員の負担軽減をどう反映しているか

5) 学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について

【札幌市】「札幌市公共施設予約情報システム」を活用した管理運営を業務委託により実施。○利用者がシステムに団体登録を行い、システムで利用申込を行って学校施設を利用するという方法であり、委託業者はシステムの管理者端末を利用して各開放施設の利用調整及び利用者の管理を行っている。

【新潟市】①管理指導員の配置、②公共施設、コンビニへ鍵の貸出業務を委託

【神戸市】「ICTを活用した中学校体育館の夜間開放」施設利用のインターネット予約ができる専用サイトと施設の鍵のリモートロック化を組み合わせたシステム（「まちかぎりモート」）